

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(前日が休日にあ
る場合は、そ
の翌日)

目 次

◇告 示 鳥取県保健医療計画の概要(医務課)

告 示

鳥取県告示第五百八十二号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第一項の規定に基づき、鳥取県保健医療計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。鳥取県保健医療計画は、鳥取県衛生環境部医務課及び各保健所において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年六月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県保健医療計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、県民の健康水準は、医学・医術の発展、公衆衛生の普及、食生活の改善等により著しく向上してきた。しかし、その一方で、人口構造の高齢化、疾病構造の変化、県民の健康に対する関心の高まり等保健医療を取り巻く環境の大きな変化に伴い、県民の保健医療に対する需要は、ますます増大し、かつ、多様化してきている。

本県では、従来から保健医療関係施設の整備、救急医療対策及び各種の検診サービスの実施等の諸施策を進めてきているところであるが、このような状況の変化に対応するとともに、すべての県民が、生涯を通じて適時適切に必要な保健医療サービスを受けられることができるよう、健康の保持増進から疾病の予防、診断、治療及びリハビリテーションに至るまでの包括的、継続的かつ合理的な保健医療体制の確立を目指して鳥取県保健医療計画を策定するものである。

2 計画の性格及び期間

(1) 計画の性格

この計画は、本県における保健医療体制の確立を目指す基本的方策を示すものであり、県保健医療行政における施策推進の目標であるとともに、保健医療関係者の共通の目標としての性格を有するものである。従つて、国、市町村及び保健医療関係者に対して、それぞれ次のことを期待するものである。

ア 国に対しては、この計画の示す方向と施策を実現すること。

イ 市町村に対しては、市町村保健医療行政の計画的な運営のための指針となること。

ウ 保健医療関係者に対しては、この計画に沿った活発な活動を自主的に展開すること。

(2) 計画の期間

この計画は、昭和63年度を初年度とするおおむね10年間の計画とし、少なくとも5年後には見直すものとする。

3 基本的方向

この計画は、策定の趣旨を踏まえ、21世紀を展望した包括的、継続的かつ合理的な保健医療体制の確立を目指すものであり、その基本的方向は、次のとおりとする。

(1) 適時適切な保健医療サービスを受けられるよう、地域を基盤とした総合的な保健医療体制の整備

(2) 保健、医療及び福祉の各分野の緊密な連携のもとにおけるライフサイクルに応じた健康づくりの推進

(3) 地域を基盤としたファミリー・ケアを中心とする保健医療のシステム化の推進

(4) 高齢化社会の進展に対応した総合的な施策の推進

4 計画の推進体制

この計画は、本県における保健医療体制の確立を図る上で解決すべき課題、問題点を提起しており、その実現を図るには、県民、行政、関係機関・団体等が一体となつて協力し、推進していかねばならない。そのため、これらから成る推進組織を設置し、計画実施上の問題点、解決方策等の調査及び審議を行うとともに、計画の進ちよく状況の把握、評価、見直し等を行い、計画の効果的な推進を図るものとする。

5 保健医療圏の設定

この計画は、生涯を通じた健康の保持増進から疾病の予防、診断、治療及びリハビリテーションに至るまでの包括的、継続的かつ合理的な保健医療体制の確立を目指すものであり、病院病床の整備のみならず、すべての県民に適切な保健医療サービスを効率的かつ合理的に提供できる体制の整備を図るべき単位地域として、保健医療圏を次のとおり設定する。

(1) 保健医療圏の区分

ア 1次保健医療圏

各種の検診、保健指導等の地域住民に対する各種の保健活動を行い、かつ、日常的に発生する一般的な疾病に対応した初期医療体制の整備を図る圏域とする。

イ 2次保健医療圏

極めて高度・特殊な医療を除いた比較的専門性の高い保健医療活動が完結できる圏域とする。この圏域は、総合的な保健医療体制の整備を図る最も基本的な圏域であり、かつ、医療法第30条の3第2項第1号の区域に合致する圏域である。

ウ 3次保健医療圏

高度・特殊で、専門性の高い保健医療サービスの供給体制の整備を図るべき圏域とする。この圏域は、医療法第30条の3第2項第2号の区域に合致する圏域である。

(2) 保健医療圏の設定

ア 1次保健医療圏

最も身近で基礎的な行政区域である市町村を単位として設定する。

イ 2次保健医療圏

既成市町村区域を超えた広域的な行政需要に対応するため、自治省が定めた東部・中部・西部の3広域市町村圏を単位として設定する。

ウ 3次保健医療圏
県全域を単位として設定する。

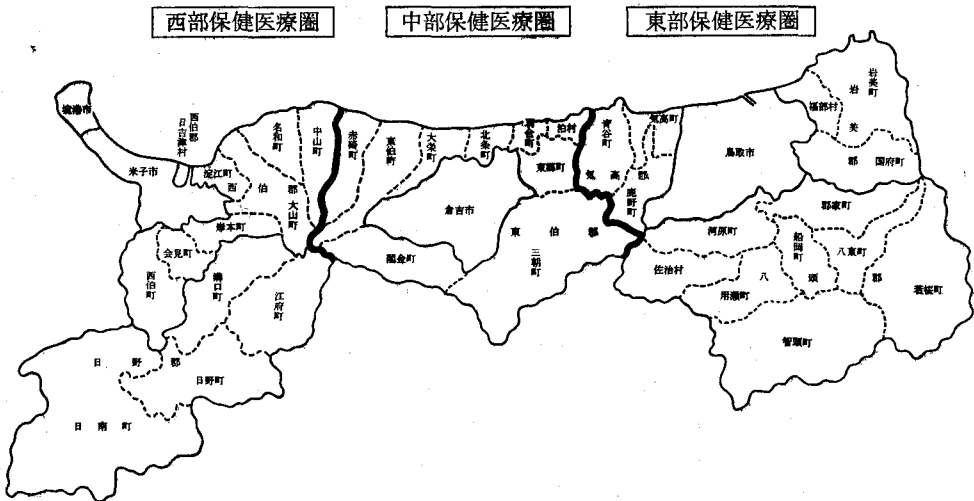
なお、2次保健医療圏及び3次保健医療圏の構成市町村等並びに2次保健医療圏の概要図は、次のとおりである。

2次保健医療圏及び3次保健医療圏の構成市町村等

種別	圏域名	構成市町村数	構成市町村名	圏域人口 (昭和60年 10月1日 現在)	圏域面積
2次保健医療圏	東部保健医療圏	15 (1市12町2村)	鳥取市 国府町 岩美町 福部村 郡家町 船岡町 河原町 八東町 若桜町 用瀬町 佐治村 智頭町 気高町 鹿野町 青谷町	245,876人	1,518.14km ²
	中部保健医療圏	10 (1市8町1村)	倉吉市 羽合町 泊村 東郷町 三朝町 関金町 北条町 大栄町 東伯町 赤碓町	122,939人	779.7km ²
	西部保健医療圏	14 (2市11町1村)	米子市 境港市 西伯町 会見町 岸本町 日吉津村 淀江町 大山町 名和町 中山町 日南町 日野町 江府町 溝口町	247,209人	1,194.86km ²

3次保健医療圏	89 (4市31町4村)	県全域	616,024人	3,492.70km ²
---------	--------------	-----	----------	-------------------------

2次保健医療圏の概要図



6 保健医療圏ごとの必要病床数

医療法施行規則(昭和28年厚生省令第50号)第30条の30に規定する標準に従い、医療法第30条の3第2項第3号に規定する必要病床数を、一般病床にあつては2次保健医療圏の区分ごととに、精神病床及び結核病床にあつては県全域について次のとおり定める。

(1) 一般病床

病床種別	圏 域 名	必要病床数	既存病床数
一般病床	東部保健医療圏	2,598床	1,931床
	中部保健医療圏	1,341床	1,222床
	西部保健医療圏	3,000床	2,506床
	計	6,934床	5,659床

注 既存病床数は、昭和63年1月1日現在の数値である。

(2) 精神病床及び結核病床

病床種別	圏 域 名	必要病床数	既存病床数
精神病床	県 全 域	2,014床	1,984床
結核病床	県 全 域	367床	200床

注 既存病床数は、昭和63年1月1日現在の数値である。

7 保健医療の現状と課題及び対策

(1) 構成

保健医療に関する各施策の項目ごとに、次のように「現状と課題」、「対策」等について記述した。

ア 現状と課題

「現状と課題」においては、各施策の現状を分析するとともに、問題点及び課題を明らかにした。

イ 対策

「対策」においては、長期的視点に立ち、今後取り組むべき施策の方向を示した。

(2) 保健医療に関する各施策の概要

施 策 の 項 目	施 策 の 概 要
1 ライフサイクルに応じた保健医療体制	
(1) 胎児及び新生児の保健医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 保健指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦保健指導と支援体制の充実 ・母性保健思想の高揚 ・衛生教育の充実 ② 健康診査の充実 ③ 周産期医療の整備と充実 ④ 保健、医療及び福祉の連携による活動強化
(2) 乳幼児期(新生児期を除く。)の保健医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康診査管理指導体制の整備 ② 育児学級等健康教育の充実
(乳幼児期 0歳(新生児を除く。) 幼児期 1歳から5歳まで)	

<p>(3) 学齢期の保健医療体制</p> <p>(6歳から18歳まで(小学校入)学から高等学校卒業まで)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ③ 保健所等相談機能の充実 ④ 小児療育センターの有効活用等心身障害児医療の充実 ⑤ う歯予防、口腔清掃の習慣等歯科保健指導、教育事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ② 病態別保健指導の徹底 ③ 痴呆性老人、老人歯科等相談体制の充実 ④ 健康意識の高揚 ⑤ 在宅医療の推進 ⑥ 総合的在宅ケア推進体制の整備
<p>(4) 就労期の保健医療体制</p> <p>(19歳から64歳まで)</p> <p>ア 職域における保健医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 定期健康診査項目の検討 ② 「心の健康」等健康相談、指導体制の確立 ③ 学校、家庭及び医師の連携体制の充実 ④ 正しい健康観の習得 ⑤ 喫煙、薬物等保健教育の強化 	<p>(1) 精神保健医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 精神科医療の充実 ② 社会復帰対策の推進 ③ 精神保健思想の普及及び啓発 ④ ライフサイクルに応じた心の健康管理対策の推進 ⑤ 専門技術者の育成と資質の向上
<p>イ 地域における保健医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康診断の徹底 ② 中高年齢労働者健康づくり ③ 「心の健康」等精神保健対策の充実 ④ 労災医療機関の充実 ⑤ 産業医活動の充実 ⑥ 職域における歯科健診、健康教育の実施 	<p>(2) 結核、感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 感染症サーベイランス事業の充実 ② 結核健診未受診者の解消と予防接種の徹底 ③ エイズ及びB型肝炎対策の促進 ④ 防疫対策の強化
<p>(5) 高齢期の保健医療体制</p> <p>(65歳以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 成人病予防対策と健康診査受診率の向上 ② 健康づくりの推進 ③ 相談指導機能の充実 ④ 健康診査受診率の向上とがん検診の充実 	<p>(3) 難病対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 難病治療体制の整備 ② 訪問看護等在宅ケア体制の検討
		<p>(4) 歯科保健医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 歯科疾患対策の充実(むし歯予防、歯周疾患予防、咬合病対策) ② 障害者歯科診療、休日歯科診療体制の確保 ③ 高齢者歯科保健対策

<p>3 医療供給体制の整備</p> <p>(1) 医療施設の整備と機能の充 実</p> <p>ア プライマリ・ケアの推進</p> <p>イ 高度、専門医療</p> <p>ロ 三大成人病対策</p> <p>リ 周産期医療</p> <p>ハ 腎臓移植</p> <p>ニ リハビリテーション医療</p> <p>ヒ 老人保健施設</p> <p>ホ 医療機関相互の連携</p> <p>(2) 救急医療体制</p>	<p>① プライマリ・ケアの促進</p> <p>② 地域ケアシステムの確立</p> <p>③ 保健医療圏に応じた体制の確立</p> <p>④ がん診療機能の充実</p> <p>⑤ 救命救急センター機能の充実</p> <p>⑥ 新生児集中治療機能の整備（2次保健医療圏）</p> <p>⑦ 周産期集中治療機能の整備（3次保健医療圏）</p> <p>⑧ 搬送体制の確立</p> <p>⑨ 死体腎臓移植体制の確立</p> <p>⑩ 提供登録者の確保啓蒙</p> <p>⑪ リハビリテーション機能の充実</p> <p>⑫ 在宅療養者機能訓練への支援</p> <p>⑬ 老人保健施設の整備促進</p> <p>⑭ 保健、医療及び福祉の連携</p> <p>⑮ 病院機能の開放の促進</p> <p>⑯ 患者の紹介受入体制の確立</p>
<p>ア 初期救急医療体制</p> <p>イ 第二次救急医療体制</p> <p>ロ 第三次救急医療体制</p> <p>リ 救急搬送機関</p> <p>ハ 歯科救急医療</p> <p>ニ へき地保健医療体制</p> <p>ヒ 災害時医療</p> <p>ホ 保健医療情報システム</p> <p>ヘ 医薬品等の供給</p>	<p>① 救急診療科、診療時間の拡充</p> <p>② 平日夜間の診療体制の拡充</p> <p>③ 専門医療と診療科の充実</p> <p>④ 救命救急センター機能の充実</p> <p>⑤ 地域中核病院の三次的機能の整備</p> <p>⑥ 救急搬送車の適正利用の啓蒙</p> <p>⑦ 正しい応急知識の普及</p> <p>⑧ 救急医療情報システムの構築研究</p> <p>⑨ 休日歯科診療体制の確保</p> <p>⑩ 健康診断及び健康相談の充実</p> <p>⑪ 患者輸送車等の整備</p> <p>⑫ へき地医療を担う医療機関の医師の確保</p> <p>⑬ 大量搬送機関事故に対する医療体制の確保</p> <p>⑭ 総合管理システムの構築</p> <p>⑮ 救急医療情報システムの構築研究</p> <p>⑯ 薬局機能の拡充と医薬分業の推進</p> <p>⑰ 医薬品等の安全確保</p> <p>⑱ 正しい薬事知識の普及</p> <p>⑲ 薬物乱用の防止と毒物、劇物の危険防 止</p>

<p>(7) 血液の確保</p>	<p>⑤ 医薬品情報システムの整備 ① 献血思想の普及 ② 安定確保、安定供給等献血制度の確立 ③ 血液製剤使用の適正化の徹底</p>
<p>4 保健サービスの供給体制の整備</p> <p>(1) 保健所機能の充実</p> <p>(2) 健康増進センター</p> <p>(3) 精神保健センター</p> <p>(4) 衛生研究所</p> <p>(5) 市町村の保健関係施設</p> <p>5 保健、医療及び福祉の連携</p>	<p>① 企画調整の充実 ② 地域公衆衛生診断の充実と地域保健管理システムの推進 ③ 研修指導機能の充実</p> <p>① 健康づくりの拠点としての利用の促進と機能の充実 ② 地域への情報提供と活用の促進</p> <p>① 精神医療体制の整備 教育研修・調査研究等機能、社会生活訓練・作業訓練指導機能及び相談・指導機能を持つ施設整備の検討</p> <p>① 科学技術の高度化等に対応した機能の強化 ② 新分野への取組と調査研究成果の還元</p> <p>① 総合的な保健活動拠点施設の整備促進 ② ｾﾝﾄﾞﾗｰの確保等活動の推進</p>
<p>(1) 連携体制の確立</p> <p>(2) 施設整備と施策の充実</p>	<p>6 保健医療従事者の確保と研修体制の整備</p> <p>(1) 医師</p> <p>(2) 歯科医師</p> <p>(3) 薬剤師</p> <p>(4) 保健婦、助産婦、看護婦</p> <p>(5) 理学療法士、作業療法士</p> <p>(6) 歯科衛生士、歯科技工士</p> <p>7 生活環境の整備</p> <p>① 各種情報の一元的提供とサービスの統合化 ② 連携調整とシステム体制の確立 ① 老人保健施設の整備 ② 訪問看護システムの構築等在宅ケアの推進</p> <p>① プライマリ・ケアの確保 ② 病院機能の開放等研修体制の整備 ③ 地域医療研修センターの整備</p> <p>① 歯科保健医療の確保 ② 生涯教育の充実</p> <p>① 医薬分業の進展と無薬局町村の解消 ② 生涯教育の充実</p> <p>① プライマリ・ケアへの対応 ② 看護研修センターの整備</p> <p>① リハビリテーション医療の確保 ② 生涯教育の充実</p> <p>① 各種公害の未然防止対策 ② 生活基盤の整備</p>

8 国、地方公共団体等の役割

9 健康県づくり県民運動の推進

- ③ 食品等の安全性の確保
- ④ 自然環境の保全と適正な活用の推進
- ① 各関係機関等の役割の明確化と相互連携による施策の推進
- ① 保健医療計画の遂行上の基盤として推進

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む。)】